

# 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 大紀町長、大紀町議会議長、大紀町教育委員会  
大紀町選挙管理委員会、大紀町監査委員会、大紀町農業委員会

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.2%
全職員	80.4%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	97.5%
本庁係長相当職	92.0%

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.6%
31～35年	91.9%
26～30年	80.9%
21～25年	85.1%
16～20年	77.9%
11～15年	102.6%
6～10年	80.0%
1～5年	92.1%

### 【説明欄】

- 町費負担の指導主事は、勤続年数「1～5年」に区分され、主に該当する新採職員よりも給与水準が高く、当該職員が一方の性別のみの為、集計の対象外としている。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員について、報酬形態が日給又は時給で、勤務日数が一定でない者は集計の対象外としている。
- 男女両方又はどちらかに該当者が存在しない場合は、「—」と表示している。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。